



千葉労働運動

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)
電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 043 (222) 7207 番

96.8.30 No. 4457

最高裁判所の判決を弾劾し、県民投票を成功させよう!

怒りの抗議集会

弁護団声明(おぼろ)

沖繩代理署名訴訟・最高裁判所判決抗議集会が、判決のあった午後六時から、東京・日比谷野音において三・五〇〇名が結集する中、開催されました。

最高裁判所の判決は、国・政府の立場にたつて「沖繩は永久に基地と共存せよ」というものであり、「基地はいらない。平和な島をかえせ」という沖繩の人々の訴えを踏み躪る許すことのない反動判決です。

集会では、沖繩違憲共闘、反戦地主会をはじめ発言者は、反動判決に対する怒りを語り、九月八日の県民投票の大成功をもつて、沖繩の怒りを、基地撤去を願う沖繩県民の意志を国と橋本政権につぎつける決意が表明されました。

「友よ奮い立とう」という集会アピールでは、
「私たち民衆の平和と人権と自治は、今や私たち自身で守らなければならないことが、最高裁によって示されたまでのことだ。」

東アジアの国々の民衆も、平和を望まないことがあろうか。軍事基地を置くための敵とは、いかなるものであろうか。
沖繩の地政学上の基地のキーストーンを、私たち民衆の心でとらえれば、それは平和な人の

交流と交易の国際的な要の島となるのだ。

自治を未来を開く手だてとして直接民主主義を立ち上げさせるのだ。歴史的県民投票を沖繩で完遂し、軍事基地はノンの叫びを国中にこだませよう。」

今、私たちに求められているのは、この沖繩の闘いと連帯し県民投票の成功、朝鮮侵略の衝撃拠点化めざす軍用地の強制使用「特別立法」阻止へ、国鉄闘争と結合した安保・沖繩闘争の大爆発をかちとることです。

団結カンパロー!

「友よ奮い立とう」の集会アピールを確認



本日最高裁大法廷は、沖繩の米軍用地強制使用に関するいわゆる代理署名訴訟(職務執行命令訴訟)につき、大田沖繩県知事の上告を棄却し、福岡高等裁判所那覇支部の原判決を支持した。上告から四カ月余、弁論から一カ月という異例に早い判決言渡について、最高裁判所が慎重かつ公正な審理をしたかどうかの疑念を抱かざるをえない。

判決は、駐留軍用地特別措置法の合憲性を肯定し、同法の沖繩県における適用を許容し、沖繩県知事に署名等の代行義務があるとした。
沖繩の米軍基地にかかわる人権上の諸問題を「行政府の責任」と裁量に委ねた判決は、結局において沖繩基地を確保せんとする国の政策と沖繩基地の現状を容認するものにはかならない。憲法の番人としての最高裁判所が、司法の独立と司法に委ねられた使命を放棄したに等しい。本日の判決に強く抗議するとともに、今後とも沖繩県及び県民の求める米軍基地問題解決に向けて更に努力する決意を表明する。来る九月八日には、県民投票が実施される、この投票において、沖繩県民がその意思を鮮明にし、不当な判決を批判し、のりこえる運動を進めることを期待する。
八月二十八日、沖繩県知事弁護団

反弾圧斗争に起ろう

「弾圧には反撃を一分断には団結を!」職場から地域から刑事弾圧を粉碎し、反弾圧闘争の集約と飛躍台として、毎年多くの成果を生みだし、闘う労働運動の構築に向けて闘い抜いてきた九・一四反弾圧闘争も今年で二〇回目を迎え、首都圏における唯一の反弾圧共同闘争として

日時 9月13日 18時30分

場所 赤坂檜町公園

指定列車 千葉駅9番線 16時44分快速列車最後部